

社会福祉法人健楽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健楽会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 役員等が第3条第1項の当法人の業務を行う場合、役員等報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の交通費弁償

福井県内	22,274円
------	---------

(2) 監事が、監査を実施した場合の交通費弁償

福井県内	22,274円
------	---------

(3) 役員等が入札及び行政検査の立会い等を行った場合の交通費弁償

福井県内	22,274円
------	---------

ただし、(1)に出席した同一日、同一場所において(2)、(3)の業務を行った場合、(2)、(3)の費用弁償費は支払わないものとする。

2 交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、当法人の旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(支給)

第4条 費用弁償費及び役員報酬等は、所得税を源泉徴収して現金にて支払う。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(出張旅費)

第6条 役員等が当法人の業務のため出張する場合は、当法人の旅費規程を適用する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。